

種苗法の沿革と知的財産保護

小 林 正

目 次

はじめに	2	その後の主要改正
I 農産種苗法の制定	IV	植物新品種保護の国際的動向
1 農産種苗法の制定まで	1	UPOV 条約の成立まで
2 農産種苗法	2	1978年改正 UPOV 条約
3 農産種苗法の主要改正	3	1991年改正 UPOV 条約
II 昭和53年種苗法	4	アメリカ・EUの植物新品種保護
1 昭和53年種苗法の成立	V	我が国における植物新品種保護の現状と課題
2 昭和53年種苗法の主要改正	1	知的財産保護法制と植物新品種保護
III 種苗法の全部改正	2	種苗法における知的財産保護と今後の課題
1 種苗法の全部改正		おわりに

はじめに

種苗法（平成10年法律第83号）は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする（第1条）法律として、我が国における知的財産保護法制の一翼を担い、近年の我が国の知的財産立国戦略の中で、今後更にその重要性が増すものと思われる。

品種登録制度⁽¹⁾に基づく出願件数、登録件数は、昭和53年の制度発足以来着実に増加しており、平成16年度の出願件数1,337件、登録件数1,132件、累計では、出願件数18,420件、登録件数13,185件に上っている。

第162回国会（平成17年）においても、種苗法の一部を改正する法律案（閣法第66号）が審議され、平成17年6月17日に法律第59号として公布された。今回の改正は、加工品への育成者権の効力の拡大、育成者権の存続期間の延長、の二点であったが、この改正により、種苗法は更に知的財産法としての一步を進めたと言えよう。

しかし、種苗法は近年に至るまで、知的財産法としては不十分な点が多かったと思われる。その理由は、もともと種苗法が育成者の権利を保護することをその主目的として生まれたものではなく、その後の社会情勢の変化を受けて改正を重ねる中で徐々に知的財産保護の側面を付加してきたことにあると考えられる。本稿では、このような視点から、種苗法の歴史を知的財産

(1) 品種登録制度は、昭和53年に成立した種苗法（農産種苗法の一部を改正する法律（昭和53年法律第89号）により題名改正）に始まる。それ以前の農産種苗法時代には種苗名称登録制度があったが、その対象となる植物の範囲が極めて限定的であった。

保護の側面を中心に概観するとともに、種苗法の現状と課題を紹介することとしたい。また、種苗関係法の制定、改正の歴史を通して、その中に戦後の我が国の種苗政策の変遷を読み取っていただければ幸いである。

なお、各時期の「種苗法」を知的財産保護の観点から見た場合の評価については、第V章第2節にまとめて記した。

I 農産種苗法の制定

農産種苗法（昭和22年法律第115号）は、昭和22年の第1回国会において成立し、同年10月2日に公布された。敗戦後の食糧事情が逼迫している中で、不良種苗の取締りを主たる目的とし、従として優良種苗の育成の助長を奨励するものであった。この意味で、農産種苗法を知的財産保護の側面からみるとときには知的財産保護法の名に価するものとはいえないが、淵源的に知的財産法への萌芽とは言えよう。

1 農産種苗法の制定まで

農産種苗法の由来⁽²⁾は、第二次世界大戦の統制に遡る。戦時中から戦争直後にかけて、野菜種子は軍需や外地向け移出のため需給が逼迫し、その生産及び販売については、物資統制令（昭和16年勅令第1130号）に基づく蔬菜種苗等統制規則（昭和19年農商務省令第88号）により統制がなされていた。戦後まもなく、この統制は廃止されたが、その際、GHQから、戦時以来劣悪化した野菜種子の素質改善を目途とする法的措置を速やかにとることを求められたため、戦中から種苗関係団体が調査、研究を進めていた種子検査、改良新品種の種苗登録等の制度案を参考

として、種子素質の改善促進を主眼とした法律として農産種苗法が制定された。

同法制定の主要な目的は、農業生産の根本となる種苗のうち、販売種苗が消費される種苗の主要部分を占めるものについて、その品質の維持、向上を図るための種苗検査を行うとともに、主として民間育種の助長を図り、種苗の遺伝的素質の改良を促進するための新品種の種苗名称登録を行うことにより、農業生産の安定化と生産性の向上を図ることというものであった。

2 農産種苗法

農産種苗法は、全15条と附則からなる。農産種苗法の主な内容⁽³⁾は、以下の6点に要約できる。主として⑤が知的財産保護に係る部分である。

①対象とする種苗の範囲は、農作物の繁殖の用に供される種子、果実、茎、根その他で農林大臣が指定するものに限定される（第1条）。この場合に、「その対象は米麦のように自家採種を本態とするものではなくて此の際は普通に取引される蔬菜種子、果樹苗木その他の販売種苗⁽⁴⁾」であることに注意を要する。

②第1条の種苗を販売しようとする種苗業者は、その営業所ごとに氏名、名称、住所、営業所で取り扱う種苗の種類等を市町村長に届け出る。届出があったときは、市町村長は農林大臣にこれを報告する（第2条）。

③販売する種苗には、種苗業者の氏名・名称等、種苗の種類、種苗の生産地、種苗の採種の年月、種苗の発芽率、農林大臣の指定する病虫害の有無、数量を、包装に直接表示するか、又はこれを記載した証票を添附しなければ販売できない（第3条）。この規定の趣旨は、粗悪な種

(2) 農産種苗法の制定までの経緯の記述は、農林水産省生産局種苗課編著『逐条解説種苗法』経済産業調査会、2003.5, p.18による。

(3) 制定時の農産種苗法の紹介として、加藤要「農産種苗法とは」『農林時報』6巻8・9号, 1947.9, pp.17-19; 「農産種苗法の制定」『農林行政史』第13巻, 農林省大臣官房総務課, 1975.1, pp.638-642がある。

(4) 加藤 同上 p.17.

苗の流通を防止するために、「種苗業者に此の保證票を行わせ、政府は夫れが正當に行われてゐるかどうかを取締って行く⁽⁵⁾」点にある。

④農林大臣は、必要がある場合には販売されている種苗を検査し、不当なものがあれば種苗業者に必要な報告等を求め、違反した種苗業者には表示事項の変更を命じ、又は販売を禁止する(第4条～第6条)。検査は、種苗を「種苗検査所に送って発芽試験或いは要に応じて栽培試験を行って⁽⁶⁾」なされた。

⑤優秀な新品種又は新系統の種苗を育成した者(及びその相続人)は、農林大臣に出願して種苗の名称登録を受けることができる。複数の者が共同して育成した場合には、協議によって定められた一人のみが登録を受ける。職務育成の場合には、育成者の同意を得て使用者が登録を受ける(この場合、育成者は登録を受けることはできない)。同一の品種又は系統の種苗については、先願者に限って登録を受ける(以上第7条)。登録を受ける種苗の名称は、同一の品種又は系統の種苗につき一名称であり、他の品種・系統の種苗に使用されている名称や種苗とこれに類似の商品に係る登録商標等と同一又は類似の名称は認められない(第8条)。なお、登録商標との調整のために附則で商標法の一部改正が行われている。

出願を受けた種苗は、種苗登録委員会で審査し、優秀な新品種・新系統であると決定したときは、その名称を種苗名称登録簿に登録の上、種苗名称登録証を交付し、その旨を公示する。登録の有効期間は、3年以上10年以下で種苗審査委員会の定める期間である(以上第9条)。

登録を受けた者(及びその一般承継人)以外は、業として登録種苗の名称を使用して販売できない。ただし、登録を受けた者から許諾を得た場合、登録種苗と同一の品種・系統のものを登録

者より先に育成した者が当該種苗を販売する場合、登録種苗と同一の品種・系統のものの育成方法についての特許権者(又はその実施権者)がその方法を利用して生産した種苗を販売する場合は、この限りでない。登録者は違反者に対して、名称使用の差止請求や損害賠償請求を行うことができる(以上第10条)。登録者が本来登録を受けることができない者であったとき、種苗審査委員会の審査・決定に何らかの誤りがあつたとき、種苗の素質が種苗審査委員会の審査時とは異なつたとき、登録者が名称を不正に使用したとき、登録者が正当な理由なく3年以上当該名称を使用した販売を行わないときには、農林大臣は、種苗の販売を停止させること、又は種苗審査会の審査を経て登録を取り消すことができる(第11条)。種苗審査委員会は、15乃至20人の委員で構成し、委員は内閣総理大臣が命ずる(第12条)。

この優良種苗の名称登録制度について、当時「優良な新品種、新系統の種苗を育成した者を表彰し、且つその利益を擁護し、民間の育種事業を促進するために此の規定が設けられたのである。之は一口にして云えば商標登録と特許の中間を行くようなもので、植物特許の実施には、まだ時期尚早とされてゐるが、之に代わって我が國の實情に即した種苗の名称登録が行われることになつたのである⁽⁷⁾」と説明されている。

⑥第13条から第15条までは罰則規定である。各条に規定される違反行為に対して、1年以下の懲役又は1万円以下の罰金が科せられる。

3 農産種苗法の主要改正

農産種苗法は、その制定以降、昭和53年7月10日に農産種苗法の一部を改正する法律(昭和53年法律第89号)により改正され題名も種苗法と改められるまでに、8次の改正が行われてい

(5) 同上 p.18.

(6) 同上 p.19.

(7) 同上 p.19.

る。以下、その中の主要なものを紹介する。「種苗審査委員会」を「種苗審査会」へ、「農林大臣」を「農林水産大臣」への改正する等の名称の変更に伴う改正は、紹介を省略した。

(1) 昭和25年4月1日の改正 — 農産種苗法の一部を改正する法律(昭和25年法律第89号)

「保証種苗」の制度が新設された。保証種苗とは、「種苗で農林大臣が証票を添附させるため特に指定するもの」である。これにより、取締りの対象となる種苗が「保証種苗」であることが明確化された。即ち、法にいう種苗業者とは保証種苗の販売を業とする者であり、市町村長への届出の対象となる種苗も保証種苗であり、証票を添付するのも保証種苗ということになる。

また、相続人が複数いる場合の権利の承継について、相続人の協議によって定められた一人とするが、被相続人が指定した者がいるときにはその者を優先することとされた(第1条の2)。

その他、生産地の表示を市町村名から都道府県名に改められ、新たに登録出願料、登録料の規定も設けられた。

名称登録に関連して、登録の取消の際には、登録者等に事前にその理由を文書で通知し、当該登録者が弁明し、有利な証拠を提出する機会を与えることとされた(第11条への項の追加)。

(2) 昭和27年5月1日の改正 — 主要農作物種子法(昭和27年法律第131号)附則第2項

主要農作物種子法が制定されたことにより、農産種苗法の対象となる農作物(第1条第1項中に規定されている。)から、稲、大麦、はだか麦、小麦が除外された。

主要農作物種子法は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うことを目的(第1条)に制定され、その目的達成のため

の国の助成(第7条)が規定された。制定時に主要農作物とされたのが、稲、大麦、はだか麦、小麦であった(第2条第1項)。

主要農作物種子法の制定の背景には、農産種苗法の種苗が一般に改良が容易であり、種苗の商業的生産が行われやすいのに対し、主要農作物の種子は、「品種改良について長期にわたる組織的な研究が必要うえに、改良された品種も一旦配布すれば当分は自家増殖により再生産が可能ため、商業的生産が行われにくい性質をもつ。このような事情に加えて、食糧増産という要請もあって、主要農作物関係の種子については、古くから国の助成の下に優良種子の生産・普及が進められてきた⁽⁸⁾」ことがあった。

農作物関係の種苗は、主要農作物種子法の制定により、農産種苗法の対象とする種苗と、主要農作物種子法の対象とする主要農作物の種子とに二大別され、法制も二元構造となったが、主要農作物種子法の目指す方向は、知的財産法としての権利保護とは全く異なるものである。

(3) 昭和28年3月20日の改正 — 主要農作物種子法の一部を改正する法律(昭和28年法律第20号)附則第2項

この主要農作物種子法の改正によって農産種苗法も改められ、稲、大麦、はだか麦、小麦に加え、大豆も農産種苗法の対象となる農作物から除外された。

(4) 昭和45年6月1日の改正 — 許可、認可等の整備に関する法律(昭和45年法律第111号)第28条

農産種苗法第2条第1項を改正し、種苗業者の営業所に係る市町村長への届出義務を、農林省令で定める種苗業者については免除した。ここでいう農林省令で定める種苗業者とは、「保証種苗をもっぱら種苗業者以外の者に販売する

(8) 加藤一郎『農業法』(法律学全集 50)有斐閣, 1985.7, p.279.

ことを業とする者」(家畜商法施行規則の一部を改正する等の省令(昭和45年農林省令第24号)第3条)である。

II 昭和53年種苗法

1 昭和53年種苗法の成立

農産種苗法は、販売種苗の表示規制、取締りと優秀な新品種の名称登録制度を二つの柱にしていた。しかし、この種苗名称登録制度は、UPOV 条約⁽⁹⁾の内容に即して植物新品種制度を整備してきた諸外国の制度に比して、対象植物や保護の内容等が不十分であったことから、農林省では、昭和47年から3年間新品種保護制度研究会を設け、諸外国の制度の状況や日本の制度の内容等について研究を行い、更にこれを踏まえて、昭和51年度には植物新品種保護制度検討会を設けて制度の具体的内容を検討した⁽¹⁰⁾。

こうした経緯を踏まえて、農産種苗法の一部を改正する法律(昭和53年法律第89号)が制定された。この改正は、1978年改正 UPOV 条約に我が国が加盟するに先だって、条約の内容に適合するように法律の整備を図るものでもあった。

なお、この一部改正で、法律題名が「種苗法」と改められている。

この昭和53年種苗法は、その目的規定に「指定種苗の表示に関する規制、新品種の保護のための品種登録に関する制度等を定めることによ

り、種苗の流通の適正化と品種の育成の振興を図り、もって農林水産業の発展に寄与すること」(第1条)を掲げているように、大きくは種苗の取締制度としての「指定種苗制度」と植物新品種保護制度としての「品種登録制度」の二つの制度からなっている。以下に改正内容の概要を紹介する⁽¹¹⁾。

①制度の対象となる植物の種類

制度の対象となる植物は、「農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される植物で政令で定め⁽¹²⁾」られる「農林水産植物」である(第1条の2第1項)。この政令で定められる農林水産植物の新品種が品種登録制度の対象となる植物である。

指定種苗制度の対象となる「指定種苗」とは、「種苗」(繁殖の用に供される植物体の全部又は一部をいう。)のうち、「種子、孢子、茎、根、苗、苗木、穂木、台木又は種菌で品質の識別を容易にするため、販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして農林水産大臣が指定⁽¹³⁾」したものである(第1条の2第2項)。ただし、法によって予め「稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆及び林業の用に供される樹木の種苗」は指定種苗の対象種苗から除かれている。

②指定種苗制度

この制度は、重要な作物で民間流通の多いもの等を取り締まり、流通の適正化を図るために設けられた。指定種苗の販売を業とする者を種

(9) 植物の新品種の保護に関する国際条約(Convention Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales)。因みに、略称として使われる UPOV は、「Union internationale pour la Protection des Obtentions Végétales」(国際新品種保護同盟)の名に由来する。UPOV 条約(1978年改正 UPOV 条約及び1991年改正 UPOV 条約)の詳細については、第IV章参照。

(10) 及川勝也「植物新品種保護制度の発足について ― 促進される国内での育種と新品種の国際的交易」『商事法務』811号, 1978.8.5・15合併号, p.31.

(11) この改正種苗法の解説として、同上の他に、同じく及川勝也「種苗法の概要」『ジュリスト』683号, 1979.2.1, pp.45-49; 同「植物新品種保護制度の設立 ― 農産種苗法の一部を改正する法律(53.7.10公布 法律第89号)」『時の法令』1028号, 1979.2.13, pp.6-20; 守田猛「農産種苗法の改正 ― 植物新品種保護制度を中心として」『農林水産省広報』9巻8号, 1978.8, pp.40-43、などがある。本稿執筆に際して適宜参照した。

(12) 本法制定時に種苗法施行令で定められた農林水産植物は、365種類(206属、151種、8亜種)であった。

(13) 当初、指定種苗として指定されたのは、野菜29種類、果樹14種類、花き14種類であった。

苗業者と規定する（第1条の2第3項）。

種苗業者は、氏名又は名称、住所、取り扱う指定種苗の種類等の所定の事項を農林水産大臣に届け出なければならない（第2条）。この規定は、届出先が市町村長から農林水産大臣に代わった点、所定の届出事項に一部変更があった点等を除き、旧農産種苗法の第2条をほぼそのまま引継いでいる。

指定種苗の販売に際しては、種苗業者の氏名・名称・住所、植物の種類・品種、生産地、種子については採取の年月又は有効期限・発芽率、数量等を包装に直接表示するか、これらを表示した証票を添付しなければならない（第3条）。これに違反した種苗業者に対しては、これらの事項を表示すること、あるいは表示の変更を命じ、更には、販売の禁止を命じることができる（第4条）。この第3条の規定は、旧農産種苗法第3条の表示事項を一部修正した他は殆どをそのまま受継いでおり、第4条についても、旧農産種苗法第6条とほぼ同内容である。

指定種苗のうち優良な品質の種苗については、その流通確保のため必要があるときは生産、調整、保管、包装について基準を定めて公表し、この基準を遵守しない生産業者、種苗業者に対して勧告でき、勧告に従わないときはその旨を公表できる（第5条）。

指定種苗の検査のため、農林水産大臣は、種苗業者から種苗の集取、種苗業者に対する報告の徴収等の権限が認められている（第5条の2、第6条）。これらの規定は、旧農産種苗法の第4条、第5条に相当するものである。

③品種登録制度

改正後の種苗法の品種登録制度については、農林水産植物の広い範囲にわたる新品種を保護して育種の振興を図ること、保護の水準を国際的なものとして、我が国で育成された新品種も外国で保護されるようにすること、海外から新品種が円滑に導入できるようにすることにあり、究極的にはこれらを通じて農林水産業の発展に寄与しようとする制度である⁽¹⁴⁾。なお、品種登録制度は、1978年改正 UPOV 条約の内容を取り入れたものである。品種登録制度については、第7条から第12条の12までに規定される。

品種登録の対象となる品種とは固定品種⁽¹⁵⁾と交雑品種⁽¹⁶⁾であり、それぞれ、重要な形質⁽¹⁷⁾に係る特性において十分に類似すること、一又は二以上の特性によって他の植物体と明確に区別されること、の二要件を満たすことが必要とされる（第1条の2第4項）。

品種登録の出願ができる者は、育成者又は承継人であり、それが複数の場合は共同して出願する。出願に際しては、願書、説明書、出願品種の植物体の全部又は一部、あるいはその写真を農林水産大臣に提出する（以上第7条）。なお、出願者の名義の変更は、相続等の場合を除きできない（第9条）。職務育成品種の場合には、特許法の職務発明の場合と同様に、従業者等は使用者等に対して対価の支払を請求できる（第8条）。出願料は、1件につき3万円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額である（第12条の12第1項）。

登録の要件としては、「出願がこの法律及びこの法律に基づく命令に規定する要件を満たす」こと（第12条の4第1項）であり、即ち、出願品

(14) 及川 前掲注(1)『時の法令』p.7；同『ジュリスト』p.45。

(15) 固定品種であるためには、同一の繁殖の段階及び異なる繁殖の段階に属する植物体のすべてが本文に示した二要件を満たすことが必要である（種苗法第1条の2第4項）。

(16) 一代雑種とも呼ばれる。雑種強勢という性質を利用して、ある固定品種と他の固定品種を交配して得られる雑種第一代の種子を使用する品種であり、二代目以降の種子は利用しないことから、類似性、区別性の要件は雑種第一代目に限って必要となる。

(17) 重要な形質については、農林水産省令で定め公示される（種苗法第1条の2第5項）。

種が固定品種又は交雑品種として品種の要件を満たしていること、出願者が適正であることその他、品種名称の要件(第10条第1項)⁽¹⁸⁾、未譲渡性の要件(第10条第2項)⁽¹⁹⁾をそれぞれ満たすこと、が必要となる。また、品種登録に際しては、先願主義(第11条)⁽²⁰⁾であり、外国人に対しては相互主義(第12条)⁽²¹⁾である。

なお、登録要件に関して注目すべき点は、農産種苗法で名称登録の要件とされていた「優秀性」が、本法では要件とされなかったことである。

出願品種の審査は、現地調査又は栽培試験であるが、審査上その必要がないときは書類審査のみで行われる(第12条の3)。審査が終了し、品種登録することが決定すると、品種登録簿に品種の名称、植物体の特性、有効期間、品種登録者の氏名住所等が記載され、公示される(第12条の4)。

品種登録の有効期間は、15年(永年性植物の場合は18年)である。

品種登録の効力として、品種登録者以外は業として以下に掲げる行為が禁止される(第12条の5第1項)。

(i)登録品種の種苗を有償で譲渡し、若しくはその申出をし、又は有償で譲渡する目的で生産し、若しくは輸入すること。なお、この効力は種苗のみに及び、農家等が自家採種によって継続して栽培を行うことについては及ばない。これは、自家採種は有償の譲渡行為に当たらない

ことによる。この理由は、多数の農林漁家によって農林水産物の生産及び種苗の自家採種が行われている実情と新品種保護の調和を図ったことによる⁽²²⁾。

(ii)登録品種の植物体の一部を利用して極めて容易に繁殖する種類に属する場合には、その植物体の一部を利用して繁殖させて得られる植物体を有償で譲渡すること。この種類は農林水産省令で定められる⁽²³⁾。この規定の意味は、通常種苗とされない切花、鉢物などの枝、葉、芽等を利用して挿し木その他の方法でこれを繁殖させて登録者に無断で有償譲渡させないことにある。この場合も、無償譲渡に規制が及ぶことはない。

(iii)登録品種である固定品種と他の固定品種を交雑させて得られる種子・胞子を種苗として有償譲渡し、若しくはその申出をし、又は有償で譲渡する目的で生産し、若しくは輸入すること。即ち、登録品種を育種の素材として利用する行為やその育成によって生じた別の新しい品種については、原則として登録の効力は及ばないが、交雑させた結果得られる一代雑種の種子等については(i)の場合と同様の登録の効力を認める趣旨である⁽²⁴⁾。

なお、登録の効力が及ばない場合は、品種登録者の許諾者、先育成者、交雑品種の親品種についての品種登録者、交雑品種の品種登録者で親品種よりも先に品種登録を受けたもの、登録

(18) 品種名称の要件とは、出願名称が一品種一名称であること、出願品種の種苗(あるいは類似の商品)の登録商標と同一又は類似しないこと、出願品種に関して誤認混同を生ずるおそれがないこと、である。

(19) 新規性の要件とも呼ばれる。出願品種の植物体が国内では出願日前に、外国では4年(永年性植物では6年)以前に業として譲渡されていないこと、である。

(20) 同一の品種には、最先の出願者が品種登録を受ける。なお、出願日について特例を認めるみなし規定がある(種苗法第12条の2)。

(21) 出願した外国人の本国が日本国民に対しその国の国民と同一の権利を与える場合に限り、その外国人は品種登録を受けることができる。

(22) 及川 前掲注(1)『ジュリスト』p.47.

(23) 当時省令で定められたのは、きく、なでしこ等の48種類の花き類、ばら、アジサイ等の58種類の観賞樹であった。

(24) 及川 前掲注(1)『ジュリスト』p.47.

品種の育成方法についての特許権者等がその特許方法で植物体を生産するもの、前記の特許権の消滅後にその特許方法で植物体を生産する者、職務育成品種の使用者等、品種登録者等有償で譲渡した種苗を譲り受けた者が数を増加させることなく有償で譲渡するとき、である(第12条の5第2項)。

登録品種について違法に(i)~(iii)に掲げた行為をしている者に対しては、その行為をやめるべきことの請求、損害賠償の請求ができる(第12条の5第3項)。

登録品種を販売する場合には、登録品種の名称以外は使用できない。また、登録品種が属する植物の種類の中で、他の品種の種苗を業として販売する場合には、登録品種の名称を使用できない(第12条の6)。

品種登録者の名義は変更できるが、相続その他の一般承継以外の場合には、品種登録簿に登録しなければ効力を生じない(第12条の7)。

登録品種の種苗(登録品種を親とする一代雑種の種苗を含む。)が、2年以上適当に譲渡されていないとき、又は公共の利益のために必要であるときには、品種登録者の許諾を得られない場合にも、農林水産大臣の裁定を経て、登録品種の有償譲渡や有償譲渡を目的とした生産が可能となる(第12条の8)。

品種登録後も、登録品種の特性が保持されているか、必要がある場合には調査し(第12条の9)、登録品種の特性が変化したとき、登録料の納付がないとき、登録後に出願がこの法律等に規定する要件を満たしていないことが判明したとき、品種登録者が正当な理由なく前記の登録品種の調査を拒んだときには、品種登録が取り消される(第12条の10)。品種登録は、有効期間が満了したとき、品種登録が取り消されたと

き、品種登録者が存在しなくなったときには消滅される(第12条の11)。

品種登録者は、1件ごとに5万円を越えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を、登録期間中の各年納付する(第12条の12第2項~第4項)。

第13条から第16条までが罰則規定である。品種登録に関しては、詐欺により品種登録を受けた者、違法に登録品種の種苗を有償譲渡した者(この罪については親告罪)に対する1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられる。指定種苗に関しては、虚偽表示をした指定種苗を販売した者、表示の変更、販売の禁止の処分に違反して指定種苗を販売した者に対しては1年以下の懲役又は20万円以下の罰金、種苗業者の届出をせず、または虚偽の届出をした者等に対しては20万円以下の罰金である。また、登録品種の名称の使用制限の違反については、10万円以下の過料の規定が設けられた。

2 昭和53年種苗法の主要改正

昭和53年種苗法は、平成10年5月29日に種苗法の全部を改正する法律(平成10年法律第83号)による改正によって、現行の種苗法となったが、その間6次の改正が行われている。ここでは、登録料の額の改定等の簡易な内容の改正を除き、その主要なものを紹介する。

(1) 昭和57年8月6日の改正 — 種苗法の一部を改正する法律(昭和57年法律第71号)

この改正は、我が国が1978年改正UPOV条約へ加盟するのに伴う改正であった⁽²⁵⁾。この条約に対応した基本的な制度は、昭和53年種苗法に規定されていたが、同条約に加盟するに当たり、「技術的な面で若干の整備を行う必要が

(25) この改正の解説として、石本俊治「UPOV条約への加盟に伴う種苗法の改正 — 品種登録を出願できる外国人の範囲の拡大等 — 種苗法の一部を改正する法律(57.8.6公布 法律第71号)」『時の法令』1167号, 1983.1.23, pp.10-13がある。

あった⁽²⁶⁾」ため、更に改正されたものである。

第12条と第12条の2が改められ、第12条の13の規定が新たに設けられた。改正の内容は、① 品種登録を受けることができる外国人が、これまで我が国の国民に対し品種の育成に関して保護を認める国（以下「特定国」という。）の国民に限られていた（相互主義）のに対して、この改正により1978年改正 UPOV 条約との整合を図り、同条約の同盟国に住所等を有する外国人も品種登録を受けることができるとされたこと（第12条）、② 品種登録に関して先願主義が採られているが、従来の第12条の2の「出願日に関する特例」が特定国への出願者のみに認められていたのに対して、改正後の12条の2は、これを1978年改正 UPOV 条約に定められた優先権を取り入れた結果「優先権」として規定し直し、従来に加え、同条約の同盟国へ出願した者がその後1年以内に当該品種を我が国に出願する場合にも優先権を主張できることとされたこと（第12条の2）、③ 条約との整合性について念のため、条約に対応する他の国内法と同様に、「条約に別段の定めがあるときは、その規定による」旨の規定が置かれた（第12条の13）こと、である。

(2) 昭和61年6月10日の改正 — 主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律（昭和61年法律第79号）第2条

この一部改正法の目的は、主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆）の種子の生産・流通に民間事業者が参入する途を開き、種苗に関する官民を含めた我が国全体の技術開発の一層

の促進を図り、もって我が国農業の生産性の向上及び農作物の品質の向上に資するとともに、優良な種苗の適正な流通の一層の促進を図るものであった⁽²⁷⁾。

主要農作物種子法の改正は、民間参入を容易にするために、指定種子生産ほ場の指定対象の拡大、原種及び原原種の生産関係規定の整備、主要農作物種子法等に基づく運用の改善（奨励品種制度の運用改善、種子協会の体制・運営改善、指定種子取扱業者の要件明確化等）であった⁽²⁸⁾。

種苗法の改正は、すべて指定種苗に係るものであり、品種登録制度に係るものはなかった。その主な改正内容は、① 主要農作物の種苗の指定種苗の対象への追加であり、今回の改正で民間事業者が参入した場合に種子流通の広域化、多様化、複雑化が想定されることから、これまで指定種苗から除かれていた稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆を指定種苗の対象に含めたこと（第1条の2第2項）、② 指定種苗の指定対象となる種苗の態様について、これまでの種子、孢子等9種類の限定⁽²⁹⁾をやめ、バイオテクノロジー等の技術の発展に伴い、従来のものとは全く異なる新たな態様の種苗が開発される可能性に対応するために、必要に応じて「その他政令で定めるもの」も追加できることとしたこと（第1条の2第2項）、③ 指定種苗の表示内容を充実させるために、従来の種苗業者の氏名等の基本的事項の表示に加え、品種の栽培適地、用途等の栽培上、利用上の特徴を識別するための表示が必要な特定の指定種苗（この改正法の制定時には主要農作物の種苗を想定）については、表示の基準を農林水産大臣が定め（第3条第3項）、

⁽²⁶⁾ 同上 p.10.

⁽²⁷⁾ 荒木喜一郎「新技術の活用による優良種苗の安定的な生産とその流通の適正化を図る — 主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律（61.6.10公布 法律第79号）」『時の法令』1297号，1987.1.15，p.21. 他にこの改正法の解説として、大沢誠「種苗分野の一層の技術水準の向上を目指して — 主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律の概要」『農林水産省広報』17巻8号，1986.8，pp.30-33等がある。本稿執筆に際して適宜参照した。

⁽²⁸⁾ 主として、大沢 同上 p.32 による。

⁽²⁹⁾ 9種類の詳細については、第II章第1節①参照。

この基準を遵守しない種苗業者には勧告を行い(第3条第4項)、勧告に従わない業者には期限を定めて基準を遵守すべきことを命じることができる(第4条第2項)こと、等である。

(3) 平成3年5月2日の改正 — 商標法の一部を改正する法律(平成3年法律第65号)附則第13条(種苗法の一部改正に伴う経過措置について、附則第14条)

商標法の改正により役務商標制度⁽³⁰⁾が新たに設けられたことに伴い、登録の要件として、出願品種の名称が「役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき」は、登録を受けることができない旨の規定が追加された(第10条第1項第3号)。

(4) 平成5年11月12日の改正 — 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成5年法律第89号)第150条

品種登録の取消しに係る部分の改正である。登録料未納付による取消し以外の取消し(登録品種の特性が変化したとき、登録後にこの法律等に規定した要件を満たしていないことが判明したとき等)を行う場合に、品種登録者に理由を文書で通知し意見を述べる機会を与えなければならない旨の規定(第12条の10第3項)を削除し、登録料未納付による取消しの場合には行政手続法(平成5年法律第88号)第3章不利益処分の規定は適用しない(ただし、3章中の「処分の基準」(第12条)、「不利益処分の理由の提示」(第14条)については適用する。)旨の規定が同条第4項として追加された。従って、登録料未納付による取消し以外の取消し処分を行う場合には、行政手

続法に基づく手続きが必要となる。

III 種苗法の全部改正

1 種苗法の全部改正

1991年(平成3年)のUPOV条約の大幅な改正に伴い、これに対応した種苗法の改正が行われた。この改正は、品種登録制度全般を改正するものであり、改正部分が多かったことから、一部改正でなく全部改正の形式で改正された(平成10年5月29日公布、同年12月24日施行法律第83号)。なお、指定種苗制度については、変更がない。また、題名は従来の種苗法がそのまま踏襲されている。この全部改正法が現行の種苗法である。

新種苗法は、4章(全61条)と附則からなり、第1章から第4章までは、各々「総則」、「品種登録制度」、「指定種苗」、「罰則」と題されている。ここで、旧種苗法と最も異なる点は、制度自体は全く変更がなかったものの、指定種苗制度が第3章と、第2章の品種登録制度より後に規定されたことにより、品種登録制度が前面に打出された点である。

この種苗法改正は、品種登録制度に係るものが殆どであり、その主な改正内容は、以下のとおりである⁽³¹⁾。

①保護対象植物の拡大

保護対象植物は、この改正以前は政令で限定列挙された467種のみであったが、新種苗法では、「農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類その他政令で定める植物」(第2条第1項)に拡大され、原則として我が国で栽培

⁽³⁰⁾ いわゆるサービス・マークである。業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用する標章をいう(商標法第2条第1項第2号)。

⁽³¹⁾ この全部改正の詳細な解説として、内藤恵久「新しい品種保護制度の仕組み — 育成者の権利強化による育種のいっそうの振興 — 種苗法(平10.5.29公布、平10.12.24施行 法律第83号)」『時の法令』1584号、1998.12.30、pp.6-29。本稿執筆に際して参考とした。

されている全ての植物が対象となった。

②「育成者権」の明確化による育成者の権利の拡充

旧種苗法でも、品種登録者以外の者が登録品種を無断で種苗を増殖して販売することは禁止されていたが、品種登録者の地位は法律上明確に規定されていなかった。新種苗法では、登録品種の育成者の権利が「育成者権」として法律上明文で規定された。育成者権は、品種登録により発生し（第19条）、育成者権者は登録品種等を業として利用する権利を占有する（第20条）こととされた。新種苗法においては、育成者権の及ぶ範囲（第20条の「利用する権利」の内容）が、改正前の種苗の有償譲渡に係る権利に加え、(i) 種苗の生産、調整、輸出入、保管等の権利、(ii) 種苗の段階で権利行使ができなかった場合に限り、収穫物の生産、譲渡、貸渡し、輸出入、保管等の権利に広がり（(i)、(ii)につき第2条第4項、第20条）、(iii) 登録品種と明確に区分されない品種（第20条第1項）⁽³²⁾や登録品種の主たる特性を維持しつつ特性の一部を変化させ育成された品種（従属品種）⁽³³⁾、繁殖のために登録品種を常に交雑させる必要のある品種（交雑品種）⁽³⁴⁾も権利の対象とした（従属品種、交雑品種につき第20条第2項）。

また、育成者権の存続期間も、永年性植物は改正前の18年から25年に、その他の植物は15年から20年にそれぞれ延長された⁽³⁵⁾。

さらに、他の知的財産法と同様に、専用利用権（第25条）、通常利用権（第26条）などの規定も整備され、利用に係る知的財産保護の態様が明確化された。専用利用権とは、育成者権者以外の者が、設定行為で定められた範囲内で登録品種等を業として独占的に利用する権利であり、専用利用権が設定された場合には、育成者権者といえども、専用利用権者の許諾なく登録品種の利用はできないことになる⁽³⁶⁾。一方、通常利用権は、育成者権者以外の者が、法律の規定又は設定行為で定められた範囲内で登録品種等を業として利用する権利であるが、専用利用権と異なり独占的でないため、育成者権者は同内容の通常利用権を他の者に許諾し、又は自らも利用することが可能である⁽³⁷⁾。

③品種登録前の仮保護制度の創設

旧種苗法で育成者の権利が保護されるのは、品種の登録後であり、登録前の出願品種についての権利保護は規定されていなかった。しかし、出願から登録までは、普通数年必要であるとされており、近年の増殖技術の発達により、出願期間中に登録中の種苗が大量に増殖販売され育成者の利益が損なわれる危険性が増している。そのため、新種苗法は、出願から登録までの期間の権利保護として、出願公表の効果（いわゆる仮保護）を規定した（第14条）。これにより、品種登録の出願者は、出願公表から品種登録のまでの間に種苗の増殖等を行った者に対して、

⁽³²⁾ 改正前の種苗法では、登録品種と明確に区分されない品種は登録品種の範囲に含まれていた。改正後の種苗法では品種の定義が変更になったため、登録品種と明確に区分されない品種は本来登録品種とは別品種として扱うべきところであるが、第20条第1項により、登録品種の権利の効力が、登録品種と明確に区分されない品種にも及ぶことになる。

⁽³³⁾ 従属品種と考えられる例としては、耐病性を高めたもの、花色の違い、早生・晩性の変化、草型・草丈の変化等がある（前掲注(2) pp.121-122）。

⁽³⁴⁾ 交雑品種とは、いわゆるF1品種等の繁殖のために登録品種を常に交雑させる必要のある品種であり、単交雑（A×B）の品種のみならず、複交雑（（A×B）×（C×D））や三系交雑（（A×B）×C）の品種も含まれる（前掲注(2) p.122）。

⁽³⁵⁾ 平成17年の改正により、永年性植物は30年、その他の植物は25年に延長された（第Ⅲ章第2節(6)参照）。

⁽³⁶⁾ 特許法では、「専用利用権」と同様の権利を「専用実施権」として規定（第77条）する。

⁽³⁷⁾ 特許法の「通常実施権」は第78条に規定される。

品種登録後に利用料相当額を補償金として請求することが可能となった。

④農家の自家増殖等の育成者権の例外の明確化

農家の自家増殖とは、農家が自らの耕作で得た収穫物の一部を次期作用の種苗として用いることをいい、これまでも広く行われてきたところである。

新種苗法は、育成者権を強化した結果、無償目的の生産にも権利が及ぶこととなったため、何も措置しないと農家の自家増殖も育成者権者の許諾なく行うことが禁止されることとなり、農家に混乱が生じると考えられるところから、農業者が従来慣行的に許されてきた自家増殖について、一定の要件を満たせば育成者権の例外とすることとされた(第21条第2項、第3項)。

その他、育成者権の例外とされたのは、試験又は研究目的の利用、方法特許(第21条第1項)、権利の消尽(第21条第4項)の場合である。方法特許とは、登録品種の育成方法について特許権を有する者(又は専用実施権者、通常実施権者)は、当該特許に係る方法で登録品種の自由な利用が可能である、ということの意味する。また、権利の消尽とは、育成者権者(又は専用利用権者、通常利用権者)が自らの意思で登録品種に係る種苗、収穫物を譲渡、頒布した場合には、その後の種苗、収穫物には育成者権が及ばないということである。種苗、収穫物が一般の市場で円滑に流通するためには、この権利の消尽が必須である。

⑤権利侵害に対する措置の整備

旧種苗法でも、育成者への権利侵害に対して損害賠償、侵害行為の差止請求権が認められていたが、必ずしも十分ではなかった。そこで、新種苗法は以下のような育成者権者等への権利侵害に対する手厚い措置を定めている。

(i)侵害の停止又は予防の請求、侵害の行為を組成した種苗・収穫物・侵害の行為に供した物の廃棄等の請求(第33条)。

(ii)育成者権者、専用利用権者は、侵害者がその侵害で得た利益を自らの損害額と推定し損害

賠償の請求ができるほか、登録品種等の利用に対して受けるべき金銭相当額(許諾料相当額である。)を請求することもできる(第34条)。

(iii)育成者権、専用利用権の侵害者は、侵害行為に過失があったものと推定する(第35条)。

(iv)侵害により育成者権者、専用利用権者の業務上の信用を害した者に対して、信用回復措置を請求できる(第37条)。なお、信用回復措置としては、謝罪広告等があると考えられる。

また、新種苗法では、罰則についても他の知的財産保護制度との均衡を考え大幅に引き上げられているほか、従来は親告罪とされていた育成者権侵害を、特許権侵害罪等との均衡を量り、非親告罪とした(第4章罰則)。

2 その後の主要改正

全部改正後の種苗法は、現在に至るまでに11次の改正が行われている。以下、その主要なものを紹介するが、権限の一部委任その他種苗法の内容の本質に関わらない改正は省略した。

(1) 平成11年5月14日の改正 — 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第43号)第13条

証明等の請求に係る部分の改正である。品種登録簿と品種出願の際の願書(添付した写真その他の資料を含む。下記(4)において「品種登録簿等」という。)については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定を適用しない旨を定めた(第46条第2項)。従って、品種登録簿、願書等の閲覧、謄写の請求については、一般的な行政文書の場合の開示とは異なり、直接に種苗法第46条第1項第3号に基づいて行うことになるが、同号では、農林水産大臣が秘密を保持する必要があると認めるものは、閲覧、謄写の請求の対象から除かれている。なお、この規定から、逆に第46条以外の行政文書は、情報公開の対象となることになる。

(2) 平成11年12月22日の改正 — 独立行政法人種苗管理センター法（平成11年法律第184号）附則第8条

独立行政法人種苗管理センターの設置に伴い、出願品種の審査に関して、従来は農林水産省の職員が行うこととされていた「現地調査又は栽培試験」のうち、栽培試験については種苗管理センターに行わせるものとし（第15条第2項）、更に同センターは、農林水産大臣の同意を得て、栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼できる等の規定を設けた（第15条第4項～第6項）。なお、登録品種の調査における栽培試験の場合にも同様の改正が行われた（第40条第2項）。

また、検査のために行う種苗業者からの指定種苗の集取について、従来は農林水産省の職員が行うとされていた（第53条）のに加え、種苗管理センターにも指定種苗を集取させることができること、その場合に農林水産大臣は同センターに対する必要な命令をすることができること（第53条の2、第53条の3）等の規定が追加された。

(3) 平成11年12月22日の改正（(2)と同日の改正） — 独立行政法人家畜改良センター法（平成11年法律第185号）附則第10条

上記(2)の改正により、種苗管理センターに指定種苗を集取させることができることとしたが、この改正で更に、家畜改良センターにも「農林水産省令で定める区分により」指定種苗の集取をさせることができること等とされた（第53条の2、第53条の3）。

(4) 平成15年5月30日の改正 — 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）第24条

品種登録簿等に記載されている保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）中の開示、訂正及び利用停止（第4章）に係る規定は適用しないこととされた（第46条第3項）。この場合も、逆に品種登録簿等以外の「自己を本人とする保有個人情報」は、開示、訂正及び利用停止（第4章）の対象になると考えられる。

(5) 平成15年6月18日の改正 — 種苗法の一部を改正する法律（平成15年法律第90号）

この改正の主な目的は、育成者権侵害に対する罰則の強化である。従来は種苗を生産、譲渡、輸出入等を行うことで育成者権・専用利用権を侵害した者のみが処罰の対象であったのに対し、その処罰の対象を拡大し、育成者権等を侵害している種苗（法文上の表現は、「育成者権又は専用利用権の侵害の行為を組成した種苗」）を用いることにより得られる収穫物を、業として生産、譲渡、輸出入等を行うことも育成者権等の侵害として処罰することとされた（第56条第2項）。ここで、「育成者権等を侵害している種苗を用いることにより得られる収穫物」と限定している意味は、種苗の段階で育成者権を行使できなかった場合にのみ、収穫物の段階で育成者権を行使させようということにある。

なお、この改正で、法人の従業員が育成者権侵害を行ったときの罰則が300万円以下から1億円以下に大幅に引き上げられた。これは、法人に対する十分な抑止力を確保するため、また、従来から法人重科が定められている他の知的財産法との均衡を図ったものである⁽³⁸⁾。

また、上記の種苗法の改正が行われた第156回国会では、育成者権保護に関連して、関税定率法（明治43年法律第54号）も改正された（関税定率法等の一部を改正する法律（平成15年法律第11号））。改正内容は、育成者権侵害物品を同法に

(38) 近道暁郎「種苗法の一部を改正する法律 — 平成15年6月18日法律第90号」『法令解説資料総覧』259号、2003.8, p.75.

規定する知的財産関係の輸入禁制品に追加するとともに、輸入差止申立制度の対象としたことなどである。

(6) 平成17年6月17日の改正 ― 種苗法の一部を改正する法律(平成17年法律第59号)

① 加工品への育成者権の効力の拡大、② 育成者権の存続期間の延長、の二点について改正された。改正内容は以下のとおりである。

①は、近年、我が国で登録された植物の新品種の種苗が海外において育成者に無断で利用され(例えば、小豆、いぐさ等)、その収穫物が加工され、育成者権の及ばない加工品(例えば、あん、ござ等)として、脱法的に輸入されること等の問題が新たに生じており、特色ある品種による産地づくりに取り組んでいる農業者、産地等への影響も懸念されることから、収穫物から生産される加工品についての行為を育成者権の効力の及ぶ範囲に追加し、併せて、加工品について育成者権を侵害した者を罰則の対象とすることを目的とした改正である⁽³⁹⁾。この改正を可能にした背景には、DNA分析などの発達により、加工品が登録品種から加工されたものかどうかの判定が可能になったことがある。

②は、植物の新品種の育成には、多額の費用や長期の期間が必要となるが、現行の育成者権の存続期間では、新品種の育成者の利益が十分に確保できない等の問題が生じているため、育成者権の存続期間を永年性植物については30年(現行は25年)、その他の植物は25年(現行は20年)にそれぞれ延長するものである⁽⁴⁰⁾。今回の改

正により、保護期間はEUなどと同等となった。

IV 植物新品種保護の国際的動向

UPOV条約は、我が国の種苗法に大きな影響を与えた。本章では、1978年改正UPOV条約、1991年改正UPOV条約の概要を説明するとともに、諸外国における植物新品種保護の例としてアメリカ合衆国とヨーロッパ連合(EU)を取り上げ紹介する。

1 UPOV条約の成立まで

国際的に見た場合に、植物新品種の保護の沿革は、1833年11月14日のバチカン王国の勅令⁽⁴¹⁾に始まると言われている。この勅令には、「植物の品種改良をなした創作者のための報酬に関する規定が設けられて、これによって新品種の改良をした者になんらかの報酬が与えられる⁽⁴²⁾」こととされていた。ただし、実際には未発効に終わった⁽⁴³⁾。

その後、近代的な育種が始まった20世紀に入ると、1904年からイギリスでは園芸協会が植物審査制度を実施するに至り、フランス(1922年)、ドイツ(1930年)等でも品種名称保護のための法律が制定されている。一方、アメリカでは、1930年の特許法改正で無性繁殖に限定したものではあったが、塊茎植物や野生植物等を除いた植物の新品種に関する特許制度を創設した。その保護期間は、特許権と同じく17年間とされていた⁽⁴⁴⁾。

その間、ヨーロッパの一部の国では、特許の

⁽³⁹⁾ 種苗法の一部を改正する法律案提案理由説明『種苗法の一部を改正する法律案関係資料』農林水産省。

⁽⁴⁰⁾ 同上。

⁽⁴¹⁾ このバチカン勅令は、芸術、技術及び農業の分野における新しい発明・発見をした者に広く所有権を与えるものであった(前掲注(2) p.7)。

⁽⁴²⁾ 赤保谷明正他「植物新品種保護法をめぐって ― 主として種苗法について(上) <座談会>」『ジュリスト』683号, 1979.2.1, p.15(紋谷暢男発言)。

⁽⁴³⁾ 前掲注(2) p.7。

⁽⁴⁴⁾ この段落について、前掲注(42) p.15(紋谷暢男発言)。

枠組みによる保護が試みられたが、植物の特性は特許法上要求される進歩性の概念には必ずしも馴染まないこと、反復可能性に問題があること、植物の新品種の育成は枝変わり、突然変異等の発見によるものがあり得ること（特許では単なる発見は保護されない。）、新品種の発明に対する特許権の効力の範囲についての争い、等の問題があり、軌道に乗るには至らなかった。こうした事情からヨーロッパ諸国では、植物品種の保護は特許法に拠るのでなく、他の特別な制度を設けるべきだとの考え方が主流となり、多くの国で植物品種保護制度による保護が行われるようになった⁽⁴⁵⁾。こうした動きの中で1961年に締結されたのが、いわゆる UPOV 条約である。

我が国が加盟したのは、その後二度の改正を経た「1972年11月10日及び1978年10月23日にジュネーブで改正された1961年12月2日の植物の新品種の保護に関する国際条約」（以下「1978年改正 UPOV 条約」という。）であり、第96回国会（昭和57年）において条約の締結につき承認され、昭和57年8月6日に公布（昭和57年条約第11号）された。

2 1978年改正 UPOV 条約

1978年改正 UPOV 条約は、全42条から構成されている⁽⁴⁶⁾。

この条約は、植物の新品種の育成者等の権利を承認し、保証することを目的とし、条約の締結国（以下「同盟国」という。）は、植物の新品種の保護のための同盟を形成する（第1条）。

育成者の権利は一の方式によってのみ保護され、保護に際しては、同盟国の国民・居住者は、他の同盟国において、育成者の権利の保護に関し内国民待遇が与えられる（第2条・第3条）。

ここで、一の方式とは、育成者の権利は、特別の保護制度又は特許を与えることのいずれによっても承認できるが、各国はこの二つの方式を併用することはできず、国内事情に適した方式を選択し、いずれか一の方式で植物の保護を行うことをいう。ただし、この条約では、既に二の方式で保護を与えている米国などへの配慮から、一定の条件の下に二の方式による保護の特例を認めた（第37条）。

保護の対象とされる植物の種類として、この条約は、あらゆる種類の植物に適用できるものとし、その選択は同盟国の選択に委ねられるが、必ず一定数以上を対象とすることを求めている（第4条）。また、保護の対象となる植物の種類について、同盟国間での相互主義を採用した（第3条第3項）。

いずれかの品種について、育成者に権利が与えられた場合には、当該品種の種苗の商業的販売等に際して育成者の事前の許諾が必要とされる。また、栄養繁殖する植物にあってはそのすべての部分が種苗に該当し、増殖目的でなく販売される観賞用植物にあっては、それが切り花等を生産するために種苗として商業的に使用される場合には育成者の許諾が必要である等、保護の範囲も定められている（以上第5条）。

品種について、保護の利益を受けるための条件として、① 当該品種が一又は二以上の重要な形質に係る特性により他の品種と明確に区別されること（区別性）、② 申請がなされた同盟国において申請日前に育成者の同意を得た販売等がなされていないこと、他国において申請日前所定の期間を超えて育成者の同意を得た販売等がなされていないこと（未販売性）、③ 十分な均一性を有するものであること、④ 重要な形質に係る特性が安定性を有するものであるこ

(45) 以上について、前掲注(2) p.8.

(46) この1978年改正 UPOV 条約の解説として、佐藤静子「1972年11月10日及び1978年10月23日にジュネーブで改正された1961年12月2日の植物の新品種の保護に関する国際条約について」『ジュリスト』778号、1982.11.15, pp.97-99 がある。

と、⑤一定の要件に従った名称が付されていること、が規定されている(第6条)。また、これらの要件が満たされているか否かの審査、審査期間における仮保護についての規定もある(第7条)。

保護の期間は、15年(果樹等の永年性植物については18年)を下回らないものとする(第8条)。

育成者の権利は、公共の利益のために必要な場合を除き制限されてはならず、制限に際しては、育成者が衡平な対価を受けられるように必要な措置をとらねばならない(第9条)。育成者の権利は、区別性、未販売性を満たしていなかったことが判明した場合には無効とされ、均一性、安定性その他の特性が失われた場合には消滅する(第10条)。育成者は、最初の保護を申請する同盟国を自由に選択でき、最初の申請をした同盟国から権利を与えられる前であっても、他の同盟国に申請できる(第11条)。

同一の品種に係る保護について、各国(同盟国であるか否かを問わない。)の保護は、それぞれ独立したものである(第11条第3項)が、いずれかの同盟国で正規に保護の申請をした育成者は、他の同盟国における申請に関して12箇月の期間の優先権が認められている(第12条)。

品種にはその固有性を示す一の名称を付することが義務付けられ、名称の要件として、品種の識別を可能にするものであること、品種の特性・価値又は品種・育成者の識別について誤認・混同の恐れのないこと、一の品種については各同盟国で同一の名称を提示すること、等がある(第13条)。

この条約により育成者に与えられる権利は、種苗の生産、証明、販売について規律する措置

から独立したものでなければならない(第14条)。

なお、以上の他、同盟に関する規定(第15条～第26条)、条約の改正(第27条)、批准・受諾・承認又は加入(第32条)等についての規定が置かれている。

また、この1978年改正 UPOV 条約は、1961年 UPOV 条約に代わるものとして作成されたものであり、この条約の発効後には1961年 UPOV 条約への加入が禁じられた(第33条。なお、発効の条件も同条に規定されている。)。そのため、ある期間は1961年 UPOV 条約と1978年改正 UPOV 条約が並存することになることから、それぞれの条約の締結国の間の保護関係を調整するための規定も設けられた(第34条)。

この条約に対するいかなる留保も認められず、この条約の有効期間は無期限である(第40条、第41条)。

最後に、1978年改正 UPOV 条約と1961年 UPOV 条約⁽⁴⁷⁾の主要な相違点を紹介しておく⁽⁴⁸⁾。

①保護の方式の特例を認めたこと(第2条、第37条)

1961年 UPOV 条約では、同一の種類の植物の保護は、特別の保護制度又は特許制度のいずれか一の方式により行わなければならないこととされていたが、アメリカのように植物の種類によっては植物品種保護法と特許法の両方の保護を受けられる国もあり、こうした国の加入を容易にするため、1978年改正 UPOV 条約では一の方式によるという原則は維持しつつも、一定の条件の下に保護制度と特許制度の二の方式による保護の特例を認めた。

②保護対象植物のリストを廃止したこと(第4条)

(47) 1961年 UPOV 条約の締結国は、西ヨーロッパを中心にした12カ国であった(前掲注(2) p.36)。我が国もアメリカもこの条約を締結しなかった。1961年 UPOV 条約の解説として、鳥飼虔三「国際的にみた新品種保護制度の現状」『ジュリスト』683号、1979.2.1, pp.50-56。

(48) この相違点の紹介については、主として、佐藤 前掲注(46) p.97 等によったが、条約本文により一部修正した部分もある。

1961年 UPOV 条約では、西欧諸国の農業政策上重要な13種類の植物⁽⁴⁹⁾を保護対象と定めていたが、これが気候風土等の異なる他の諸国の参加を困難にしていたため、1978年改正 UPOV 条約では保護対象植物を自由に選択し得ることとされた。

③未販売性の要件を緩和したこと（第6条第1項）

未販売性に関し、1961年 UPOV 条約は、申請が行われる国においては申請日前に販売等が行われていないとみならず期間とすることができることが認められた。また、申請が行われる国以外の国において、申請日前に販売等が行われていても良い期間も、1961年 UPOV 条約が一律4年であったものが、この改正条約では、果樹等の永年性植物については6年に延長（一般の植物は、4年のまま）された。

④品種名称に関し商標権との関係についての規定を削除したこと（第13条）

1961年 UPOV 条約では、品種名称を商標として出願し登録することを禁止する等、品種名称と商標の関係を詳細に定めていたが、品種名称と商標との調整は国によってかなり異なっていたため、関係団体からも品種名称と商標との関係規定の削除が要望されていたこと、また、非加盟国が品種保護法を立法化するにあたって商標法との調整規定を設けることに困難が予想されていた⁽⁵⁰⁾、などの事由により削除された。

3 1991年改正 UPOV 条約

1970年代以降のバイオテクノロジー関係技術の目覚ましい進展に伴い、組織培養による種苗の大量増殖、従来の交配では不可能であった雑種の創造によるこれまでの植物分類には存在しない植物種の出現、等の状況が生まれてきた。こうした事態に対応して、育成者の権利をより適正に保護するためには、UPOV 制度の見直しが必要とされ、1982年以来種々の検討が積み重ねられた結果、1987年の UPOV 理事会において1978年改正 UPOV 条約の改正が決定された。その後改正作業が進められ、1991年3月にジュネーブで開かれた UPOV 条約改正会議で採択されたのが「1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年3月19日にジュネーブで改正された1961年12月2日の植物の新品種の保護に関する国際条約」（以下「1991年改正 UPOV 条約」という。）である。この改正条約は、5カ国の批准書等の寄託後1月で効力を生ずるとされており、この条約の実際の発効は1998年4月24日であった。

1991年改正 UPOV 条約は、我が国において平成10年12月1日に平成10年条約第16号として公布されている。これが、現行の UPOV 条約である。

1991年改正 UPOV 条約は、全42条からなり、主要な改正点は次のとおりである⁽⁵¹⁾。

①保護対象植物の拡大

1978年改正 UPOV 条約は、あらゆる種類の植物に適用できるとしながらも、同盟国の義務

(49) 13種類の植物は、西欧諸国で栽培される穀類、豆、いも類、飼料作物、果樹、野菜、花き等の中から最も重要な種類を選択したものであった（鳥飼 前掲注(47) p.52）。

(50) 鳥飼 前掲注(47) pp.54, 56.

(51) 1991年改正 UPOV 条約の解説として、江頭公子「改正 UPOV 条約について」『ジュリスト』990号、1991.11.15, pp.31-35；早川泰弘「植物品種保護制度について(2) — UPOV 条約の発展と現在の UPOV 条約」『バイオサイエンスとインダストリー』51巻8号、1993.8, pp.42-44；山田利明「1991年植物新品種保護国際条約（UPOV 条約）及び種苗法の改正と新しい植物品種保護制度の仕組み」『育種学研究』1巻1号、1999.3, pp.41-47。執筆に際して適宜参照した。

として、条約が自国で効力を発生する時点で最低5種類、3年以内に10種類以上、6年以内に18種類以上、8年以内に24種類以上の植物を保護対象とすることを義務付けていたのに対して、1991年改正 UPOV 条約では、既同盟国はこの条約に拘束されるようになった日から5年以内に、新同盟国は10年以内に「すべての植物の種類」にこの条約を適用することを義務付けた(第3条)。

②保護条件

新規性、区別性、均一性、安定性、品種名称を保護の条件とすることについては、これまでと変更はない。ただし、1978年改正 UPOV 条約で未販売性と言われていた要件を、新規性という用語に置き換えた(以上第5条)。その上で、新規性の要件を改正し、1978年改正 UPOV 条約が出願品種が当該出願国において出願日前に育成者の同意を得て販売されていないことを未販売性の要件としていたのに対して、1991年改正 UPOV 条約では、出願日前1年以内であれば販売その他の譲渡があっても新規性を認め、保護条件を満たすものとした(第6条第1項)。

③仮保護制度の導入

出願から登録までの期間に行われる第三者の不当な行為から育成者を保護するための仮保護について、1978年改正 UPOV 条約が同盟国の裁量に委ねていた(我が国の種苗法にも仮保護の規定はなかった。)のに対して、1991年改正 UPOV 条約は、育成者の利益の保護のために同盟国に仮保護の制度を設けることを義務付けた(第13条)。

④育成者の権利の拡大

1978年改正 UPOV 条約における育成者の権利は、原則として種苗の商業的販売等に限定されていたが、1991年改正 UPOV 条約では、「商業的販売」の要件が外され、保護品種の生産又は再生産、増殖のための調整、販売、輸出入等により大幅に拡大された(第14条第1項)。

また、収穫物に関して、1991年改正 UPOV 条約は、種苗の段階で権利を行使する合理的な

機会がなかった場合には、収穫物に権利行使できるものとした(第14条第2項)。この点に関しては、1978年改正 UPOV 条約は、増殖目的でなく販売される観賞用植物にあっても、それが切り花等を生産するために種苗として商業的に使用される場合には育成者の許諾が必要であることなど、限られた権利のみを認めていた。

更に、1991年改正 UPOV 条約は、新たに、特定の加工品に関して、収穫物の段階で育成者権を行使する合理的な機会がなかった場合に、各国の裁量により、収穫物から直接に生産された加工品に対しても育成者の許諾を必要とすることを規定できるものとした(第14条第3項)。

⑤保護される品種に由来する品種等への育成者権の拡大(従属関係の導入)

1991年改正 UPOV 条約は、保護品種に本質的に由来する品種、即ち、登録品種とは区別性はあるものの登録品種のわずかな形質を変更した品種(以下「イミテーション品種」という。)について、当該保護品種の育成者権が及ぶものとした。従って、イミテーション品種の生産、販売等には、もとの保護品種の育成者の許諾が必要となる。1978年改正 UPOV 条約では、イミテーション品種も独立した品種として扱われ、原登録品種の効力は及んでいなかった(第14条第5項)。

⑥農家の自家増殖

1991年改正 UPOV 条約は、育成者権の任意的例外として、各締約国が合理的範囲内で農家の自家採種を認めることを許した。これは、農家が生産して得た収穫物の一部を種子として保存し、翌年繁殖の目的で使用することは、これまでも広く行われてきていること、またこの改正により、農作物の生産を目的とする場合でも、種苗の生産や増殖は許諾を必要とするように改められたこと(④参照)などから、例外規定が新たに設けられたものである(第15条第2項)。

⑦育成者権の保護期間の延長

1991年改正 UPOV 条約における育成者権の保護期間は、20年以上(永年性植物(樹木・ぶど

う)は25年以上)に改められた(第19条)。1978年改正 UPOV 条約では、それぞれ15年以上、18年以上であった。

⑧二重保護禁止規定の廃止

1978年改正 UPOV 条約では、同盟国は、育成者の権利を特別の保護制度(品種保護法による保護)又は特許法のいずれか一の方式で保護すること(一部特例あり)とされていたが⁽⁵²⁾、1991年改正 UPOV 条約は、この二重保護禁止の規定を廃止した。これにより、どの方式によるか、あるいは二重の保護によるかの選択は、各国の選択に委ねられることとなった。

1991年改正 UPOV 条約改正の動きは、最近の UPOV 理事会等の議論を見る限りではないようである。1991年改正 UPOV 条約加盟国は、毎年増加してきていることから⁽⁵³⁾、UPOV では、加盟国間の植物新品種保護制度に関する共通認識の確認、新加盟国の制度運用支援のために、審査方法に関するガイドライン、条約の法解釈に関する文書などを順次作成中とのことである。また、育成者の権利行使に関する議論が開始されることとなり、今年10月の理事会では、育成者権者の国際団体からの意見聴取が予定されている⁽⁵⁴⁾。

4 アメリカ・EUの植物新品種保護

諸外国においても、1991年改正 UPOV 条約同盟国であれば、各国の裁量に委ねられた部分

(例えば、農家の自家増殖)、経過措置が認められた部分(例えば、保護対象となる植物の種類について、既締約国は5年以内、新同盟国は10年以内(当初は最低15種類)に全ての植物の種類を対象としなければならない。)等を除けば、ほぼ同内容の品種保護法制を有していると言い得るだろう。従って、特に問題となり得るのは、1991年改正 UPOV 条約で許された品種保護法と特許法の二重保護の問題である。本節では、この点に留意しつつ、米国、EUの新品種保護法制の概略を紹介する。

(1) アメリカの植物新品種保護

アメリカでは、植物特許法⁽⁵⁵⁾、植物品種保護法⁽⁵⁶⁾、一般特許法⁽⁵⁷⁾の3種類の制度によって、植物の新品種を保護している。

植物特許法は無性繁殖植物(塊茎植物を除く。)を、植物品種保護法は有性繁殖植物を、一般特許法は全植物を対象とする。この意味で、植物特許法・植物品種保護法と一般特許法は、二重保護の関係にある。

植物特許法は、野生植物と塊茎植物を除く、栽培された枝がわり、突然変異、雑種、新規に発見された苗木を含む、発明又は発見された無性繁殖植物(栄養繁殖性の園芸植物)の品種を特許対象としており、権利の期間は出願日から20年である⁽⁵⁸⁾。

植物特許法から野生植物を除外した理由は、全くの偶然の発見を除くためであり、塊茎植物

⁵²⁾ 1978年改正 UPOV 条約同盟国のうち、イタリア、ハンガリーは特許法により、アメリカは、無性繁殖植物は特許法、有性繁殖植物は品種保護法により、その他の国は品種保護法(ただし、フランス、ドイツは、品種保護法の対象に含まれない植物は特許法上の保護が可能)により保護していた(江頭 前掲注51) p.34)。

⁵³⁾ 現在の加盟国は、58カ国及び EC である。

⁵⁴⁾ この段落の最近の動向調査について、農林水産省生産局種苗課の協力を得た。

⁵⁵⁾ 一般には植物特許法と略称されることが多いが、特許法の1節をなす特別規定(Plant Patents, 35U.S.C.ch. 15, §§ 161-164)である。特許法改正により、植物特許が導入されたのは1930年であった。

⁵⁶⁾ 植物品種保護(Plant Variety Protection)については、7U.S.C.ch.57。

⁵⁷⁾ 特許(Patents)については、35U.S.C..

⁵⁸⁾ 平木祐輔「欧米日における特許制度と品種保護制度による植物保護の交錯」『日本工業所有権法学会年報』24号, [2000], pp.30-31.

が除外されたのは、公式には繁殖の用に供される素材と食物として販売される素材が一致しているため混乱を招くというものであるが、実際には、基幹作物の生産が私的権利により独占されるのを恐れたためといわれる。実際にも保護の対象から除外された塊茎植物は、ばれいしょとキクイモのみであった⁽⁵⁹⁾。

有性繁殖植物は、遺伝的特性が安定していないと考えられていたことから、その保護は遅れて1970年の植物品種保護法の制定からである。植物品種保護法の保護対象は、菌類及び細菌を除く有性繁殖植物の新品種である。その他の保護要件、保護の内容は、1991年改正 UPOV 条約に準拠している。

アメリカの1978年改正 UPOV 条約への加盟は1980年⁽⁶⁰⁾であり、1991年改正 UPOV 条約にあわせて植物品種保護法も1996年に改正された⁽⁶¹⁾。

一般特許法は、現在、全植物を保護するものであり、一般の発明と同一の要件を満たせば特許権が認められることになる。

アメリカにおいても一般特許による生物特許が認められたのはそれほど古いことではない。1980年に最高裁判所は「ダイヤモンド対チャクラヴァティ (Diamond v. Chakravarty) 事件」において、一般特許による微生物(石油分解能を有する *Pseudomonas* 細菌)の特許を認める画期的な判決を下し、あらゆる種類の生物特許の可能性を示した⁽⁶²⁾。

また、1985年には、遺伝子組換え技術で創出した、動物飼育のために必要な必須アミノ酸で

あるトリプトファンを大量に含むトウモロコシに特許を付与したヒバード (Hibberd) 審決において、特許商標庁は、植物特許法、植物品種保護法のいずれかの保護対象となる植物であっても、一般特許で保護し得るとの判断を明確に示し、それ以降は、三つの法が並存して利用されることとなって現在に至っている⁽⁶³⁾。

現在のアメリカにおける品種保護の状況について言えば、人工交配、選抜等の旧バイオテクノロジーで育成された植物品種は植物特許法、植物品種保護法による品種保護を、遺伝子工学等の新バイオテクノロジーで育成された包括的植物及び植物品種は一般特許法による植物の保護を選択するのが大勢になったと言われている⁽⁶⁴⁾。

農家の自家増殖については、植物特許法、一般特許法では認められていないが、植物品種保護法では、UPOV 条約に基づき農家の自家増殖の権利が認められている。

なお、アメリカにおいても、我が国の場合と同様に、育成者権と特許権の効力重複の問題を生じるが、本稿では立ち入らない⁽⁶⁵⁾。

(2) EU の植物新品種保護

EU 諸国において、イギリス、オランダ、ドイツ、フランス等の主要国は、すべて1991年改正 UPOV 条約に基づく植物品種保護のための法律を有している。イタリア、ハンガリーは、特許法による保護を行っているが、実態は、既存の特許法の中に、UPOV 条約の規定に合致する特別規定を導入することにより育成者の保

⁽⁵⁹⁾ 前掲注(2) p.40.

⁽⁶⁰⁾ アメリカの加盟が遅れたのは、特許との二重保護の問題のためであった。

⁽⁶¹⁾ 前掲注(2) p.41.

⁽⁶²⁾ 平木 前掲注(58) p.29-30.

⁽⁶³⁾ 主として、村上政博・浅見節子『特許・ライセンスの日米比較 — 特許法と独占禁止法の交錯 第4版』弘文堂, 2005.2, p.16 に拠る。なお、平木 前掲注(58) p.30 も一部参照した。

⁽⁶⁴⁾ 平木 前掲注(58) p.30.

⁽⁶⁵⁾ アメリカにおける効力の重複について、同上 p.39-40。我が国の例については、第V章第1節(3) 参照。平木によれば、アメリカの場合は我が国の場合と異なり、クロスライセンスが包括的植物の特許に対する対抗手段となり得る可能性は事実上ないと言う。

護を図っており⁽⁶⁶⁾、実質的には UPOV 条約に基づく保護制度と考えても良いと思われる。

EU では、1994年に植物品種権規則⁽⁶⁷⁾が制定され、EU 加盟国内の新品種育成者は、その育成品種をヨーロッパ品種権庁へ出願し、登録することにより、全加盟国において効力を有する育成者権を取得することが可能となった⁽⁶⁸⁾。植物品種権規則は、加盟国ごとの植物品種保護法と並存し、新品種の育成者は、ヨーロッパ品種権庁への出願と加盟国への個別の出願を選択することが可能であるが、植物品種権規則が各国の国内法に優位するため、同規則の対象となった品種を重ねて国内法上の権利の対象とすることは禁止される。

植物品種権規則では、原則として農家の自家増殖は禁止され、例外的に21種類の主要農作物（穀物、牧草、いも類、製油・繊維作物）については、一定の補償金の支払を義務付けた上で自家増殖を認めている。ただし、耕作面積の少ない小農業者については補償金の支払が免除されている。

EUにおける植物に係る特許については、様々な経緯をたどることとなった⁽⁶⁹⁾。

EU 加盟国は、1997年に発効したヨーロッパ特許条約（EPC 条約）に包含されており、同条

約第53条(b)には、動植物「品種」が不特許事由として規定されていた。

しかし、1980年代頃から品種に特定されない包括的植物や品種の要件を一部欠く植物の特許性を肯定するヨーロッパ特許庁（EPO）の審決がいくつかなされ、また、遺伝子操作等の新バイオテクノロジーを利用した一般的な特許要件を十分に満たす植物等の開発が現実のものとなったことから、こうした植物等の包括的特許が何件か付与された。ところが、こうして EPO において定着したかと思われた包括的植物の特許性は、1995年の EPO 審決により突如否定された⁽⁷⁰⁾。

これに対して、1998年7月に発効したバイオ指令⁽⁷¹⁾では、包括的植物の特許を肯定し、EU 加盟国は、国内法で包括的植物の特許性を認めた。また、このバイオ指令に対応して、EPC 条約の施行規則である EPC 規則が1999年9月に改正され、包括的植物の特許性を肯定した条項が挿入された。更に、1999年12月には、EPO の拡大審判部が、「特定の植物品種が個々にクレームされていないクレームは、それが植物品種を包含する場合でも、EPC 53条(b)にしたがい特許を除外されることはない⁽⁷²⁾」との明快な結論を出し、包括的植物の特許性を肯定した。

(66) 同上 p.18.

(67) 共同体植物品種権に関するEC理事会規則（1994年7月27日2100/94号；EC Council Regulation on Community Plant Variety Rights）。同規則の解説として、太田晃詳「EC植物品種規則について」『日本工業所有権法学会年報』19号，[1995.12]，pp.173-182がある。

(68) 本稿のEU植物品種権規則の説明は、主として前掲注(2) pp.42-43 に拠った。

(69) 以下、EUの特許に関しては、主として平木 前掲注(68) p.2を引用しつつ記述した。

(70) 包括的植物の特許性を否定した審決について、同上 p.26.

(71) バイオテクノロジー発明の法的保護に関する指令（Directive on the Legal Protection of Biotechnological Inventions (No. 98/44/CE)）。この指令の制定まで、生物工学の発明の法的保護については様々な議論が重ねられてきたが、ヨーロッパ議会におけるこの指令の草案の採択は1998年5月12日、ヨーロッパ理事会における採択は同6月16日、官報公示は7月30日（即日施行）であった。この指令の全訳及び解説として、岩田弘「EU バイオテクノロジー発明の法的保護に関する指令 No.98/44/CE」『知財管理』48巻12号，[1998.12]，pp.1955-1966。その他解説として、Jobst Wibbelmann、日本国際工業所有権保護協会事務局訳「EUバイオ指令」『A.I.P.P.I.』43巻10号，[1998.10]，pp.9-14がある。

(72) 平木 前掲注(68) p.29.

これによって、ヨーロッパでは、植物品種の保護はUPOV条約下の品種保護制度により行われ、また、一定の要件を満たす包括的植物の保護は特許制度により保護する体制が整ったことになる。

EU諸国においても、育成者権と特許権との効力重複の問題が起り得るが、本稿では省略する⁽⁷³⁾。

V 我が国における植物新品種保護の現状と課題

1 知的財産保護法制と植物新品種保護

(1) 知的財産戦略大綱と植物新品種保護

小泉首相は、平成14年の施政方針演説の中で知的財産戦略の重要性を指摘し、「我が国は、既に、特許権など世界有数の知的財産を有しています。研究活動や創造活動の成果を知的財産として戦略的に保護、活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を協力に推進します⁽⁷⁴⁾」と述べた。この発言を受け、知的財産戦略会議が発足し、同年7月には「知的財産戦略大綱⁽⁷⁵⁾」が取りまとめられた。

知的財産戦略大綱は、「我が国を、科学技術や文化などの幅広い分野において豊かな創造性にあふれ、その成果が産業の発展と国民生活の向上へつながっていく、世界有数の経済・社会システムを有する「知的財産立国」とする⁽⁷⁶⁾」ための基本構想である。

同大綱は、「現状と課題」(第1章)において、「近年、高い労働コスト等を要因として、付加価値の低い製品・サービスの競争力は急速に失われ、我が国産業の国際競争力低下への懸念が急速に高まっている」との認識の下に、今後は知的財産を創造・保護・活用することで富を生み出す知的財産立国の視点が不可欠であり、そのためには、知的創造サイクルの確立が必要であるとの認識を示す。「基本的方向」(第2章)、「具体的行動計画」(第3章)は、今後の施策のいわゆる総論、各論に該当するものであるが、いずれも知的財産の「創造」、「保護」、「活用」とこれらを支える「人的基盤の充実」という4分野に整理され、特に第3章では、具体的な行動計画が、実施を担当する省庁名と実施年限を明示した上で具体的に列挙されている。

また、これらの施策を迅速かつ統一的に推進し、その着実かつ円滑な実施をはかるために、「遅くとも2003年通常国会までに、知的財産サイクルの活性化という理念を国家目標とするとともに、関係府省の協力の下に知的財産戦略大綱を強力かつ着実に実施する機能と責任を有する「知的財産戦略本部(仮称)」を設置すること等を定める「知的財産基本法(仮称)」について、必要な検討を行った上で提出すべきである」ことも明記された⁽⁷⁷⁾。

本稿では、具体的行動計画の中の品種保護に関係する部分に限り紹介しておく。なお、その結果執られた具体策についても各項目の後の矢印(→)の後に示した⁽⁷⁸⁾。

⁽⁷³⁾ EUにおける効力の重複について、同上 p.38-39。平木によれば、EUの場合は、イギリス、ドイツ等では、クロスライセンスが包括的植物の特許に対する対抗手段となり得る可能性がある、と言う。

⁽⁷⁴⁾ 『第154回国会衆議院会議録』平成14年2月4日、p.2、または、『第154回国会参議院会議録』平成14年2月4日、p.2。

⁽⁷⁵⁾ 『知的財産戦略大綱』知的財産戦略会議、2002.7、42p。

⁽⁷⁶⁾ 同上 p.1。

⁽⁷⁷⁾ 同上 p.16。

⁽⁷⁸⁾ 最新の状況について、農林水産省生産局種苗課の回答を得て記述した。

①植物新品種審査期間の短縮 — 平成15年度中にインターネットによる出願手続きを可能にし、平均審査期間も平成17年度までには3年とする。

→ インターネットによる出願手続き受付は、平成16年3月29日より開始。審査期間は、平成12年度には平均3.9年であったが、審査官の増員、データベース整備等により、平成15年度には、平均3.1年となった。更に、目標として、平成22年度には、平均2.5年までの短縮を目指す。

②育成者権侵害対策 — 育成者権侵害の判断を容易にするため、平成14年度以降、迅速・簡便なDNA品種識別技術の確立等の支援体制を整備する。→ 平成18年度予算において必要経費を要求する予定。

③知的財産権侵害に対する国境措置の改善 — 知的財産権侵害品には育成者権侵害品も含まれる。法制面、運用面での具体的な改善策を策定し、遅くとも平成16年度までに所要の措置を講ずる。→ 種苗法改正による育成者権侵害への罰則強化、関税定率法改正による育成者権侵害物品への水際措置の強化が図られた(第Ⅲ章第2節(5)参照)。

④アジアの制度整備及び施行体制づくり支援 — 植物の新品種保護に関しても、植物新品種保護国際同盟(UPOV)の枠組みを用いた専門

家派遣、セミナーの開催、研修生の受け入れ等の人材育成協力、教材開発、情報化協力等を実施する。→ 平成17年度も、JICA 集団研修コース、UPOV 拠出金によるアジア地域ワークショップその他を開催し、アジア各国の植物新品種保護制度の充実を進める。

⑤自由貿易協定(FTA)、TRIPs協定⁽⁷⁹⁾等への戦略的対応 — 知的財産権の国際的保護水準を維持すべく、アジア地域等の途上国がTRIPs協定の義務を確実に履行するように働きかける。→ 農林水産省は、他省庁の知的財産関係部局との連携を取り、UPOV加盟や植物新品種保護制度の拡充を働きかけている。

(2) 知的財産基本法と新品種保護

知的財産戦略大綱に沿って、知的財産基本法(平成14年法律第122号)が、平成14年12月4日に公布された(施行は、平成15年3月1日)。

知的財産基本法⁽⁸⁰⁾は、「総則」、「基本的施策」、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」、「知的財産戦略本部」の4章(全33条)と附則からなり、その内容は以下のとおりである⁽⁸¹⁾。

①知的財産の定義として、発明、著作物など人間の創造的活動により生み出されるもの、商標など商品等を表示するもの及び営業秘密など

(79) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)。

(80) 知的財産基本法の立法目的は、「我が国が今後とも世界で確固たる地位を維持していくためには、創造力の豊かな人材を育成し、優れた発明、製造ノウハウ、デザイン、ブランド、コンテンツなどの知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより、産業の国際競争力を強化し、活力ある経済社会の実現を図る、いわゆる知的財産立国を目指して進んでいくことが不可欠」であり、「知的財産の創造、保護及び活用に関し、その基本理念、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、知的財産戦略本部を設置すること等により、知的財産に関する施策を集中的かつ計画的に推進すること」であった(平沼赳夫経済産業大臣による知的財産基本法案の趣旨説明。『第155回国会衆議院会議録』平成14年11月1日、p.3、または、『第155回国会参議院会議録』平成14年11月15日、p.2.)。

(81) 同上。なお、知的財産基本法の解説として、矢野剛史「知的財産立国」を目指して — 知的財産の創造、保護、活用を政府一体となって推進 — 知的財産基本法(平14.12.4公布 法律第122号 平15.3.1施行)『時の法令』1690号、2003.5.30、pp.6-29;同「知的財産基本法の制定(特集・第155回国会主要成立法律)」『ジュリスト』1242号、2003.4.1、pp.40-51、等がある。本稿執筆に際しても適宜参照した。

事業活動に有用な技術上または営業上の情報を定めた。

②基本理念として、知的財産に関する施策の推進は、国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造、我が国産業の国際競争力の強化及びその持続的発展に寄与すべき旨を規定した。

③基本的施策として、大学等における研究開発の推進、特許権等の権利の付与の迅速化、訴訟手続の充実及び迅速化、国内及び国外における権利侵害への措置、新分野における知的財産の保護、専門的知識を有する人材の確保等を規定した。

④知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画について、原則として施策の具体的な目標や達成の時期を付すべきこと等所要の事項を規定した。

⑤推進体制として、内閣に知的財産戦略本部を設置することとし、内閣総理大臣を本部長とするなど組織、所掌事務等を規定した。

これまで「知的財産」は、「発明」であれば特許法、「著作物」であれば著作権法というように、それぞれ当該法律の中で定義されており、これらを総称する定義は法制上なかった。また、「知的財産権」についても、従来講学上又は実務上の概念として、工業所有権、知的所有権、無体財産権等さまざまな呼称が用いられてきた。知的財産基本法では、法律上これらをはじめ「知的財産」、「知的財産権」として定義した(第2条)。

植物の新品種保護との関係では、知的財産基本法は、「植物の新品種」を知的財産の中に明確に位置づけ、また、「育成者権」を知的財産権の一つとして明示している。これによって、植物の新品種保護は、直接的には種苗法の下で、

広くは知的財産基本法の枠組みの中で運用されることとなった。

なお、知的財産戦略大綱の策定、知的財産基本法の制定を受けて、平成15年に種苗法及び関税定率法の改正が行われ、それぞれ育成者権侵害に対する罰則の強化、育成者侵害物品の輸入禁止等水際措置の強化が図られている(第Ⅲ章第2節(5)参照)。

また、今年行われた種苗法の改正については、知的財産戦略本部がとりまとめた「知的財産推進計画2004」でも、植物新品種の保護の強化に関して、「登録品種の収穫物を原料とした加工品にも育成者権の効力を及ぼすこと、育成者権の存続期間や農家に許されている自家増殖の在り方等について検討」し、「加工品についての品種識別技術の開発状況や国際的な動向も踏まえつつ、法改正の必要性の検討を行い、2005年度末までに結論を得る」とされていた。

(3) 植物新品種保護と特許

1991年改正 UPOV 条約では、それまでの二重保護禁止規定(特別の保護制度又は特許法のいずれか一の方法で保護しなければならない。)を廃止した(第Ⅳ章第3節⑧参照)。

そのため、我が国では、現在、植物の新品種について、種苗法と特許法の二重保護が許容されている。ここでは、我が国における特許による植物新品種保護の問題⁽⁸²⁾について、種苗法(品種保護制度)による保護との関係にも触れつつ述べてみたい。

特許法は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする法律であり⁽⁸³⁾、保護の対象となる「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものである⁽⁸⁴⁾。

⁽⁸²⁾ 特許による植物新品種保護については、中野睦子・平野和弘「第3章 植物新品種の特許法による保護」村林隆一他『植物新品種保護の実務』経済産業調査会、2004.5、pp.189-423に詳しい。

⁽⁸³⁾ 特許法(昭和34年法律第121号)第1条

⁽⁸⁴⁾ 特許法第2条第1項

また、特許を取得するためには、発明であることその他、産業上の利用可能性、新規性、進歩性等の要件が必要とされる。

創出された植物の新品種が、特許を取得するためには、これらの要件を満たすことが必要となる。従って、例えば、枝変わり、突然変異等の「発見」による新品種は、特許の要件を満たすことはできないことから、特許法による保護でなく、種苗法（育成者権）による保護を求める（品種登録）ことになる。以下に、育成者権と特許権の違い⁽⁸⁵⁾を掲げる（表1）。

現在、我が国の特許による植物新品種の保護の現状は、一般に以下のように説明される⁽⁸⁶⁾。

植物新品種の特許に関して、①交配等の育種技術を用いて作出される新品種の場合は、新規性・進歩性が認められることは稀であり、このような新品種の特許発明は事実上ほとんどない、②遺伝子組換え等の高度なバイオテクノロジーを利用して作出された形質転換植物の場

合は、作出技術とともに、作出植物についても、新規性・進歩性等の特許要件を満たせば特許が付与されるが、こうした場合の特許出願は、特定の品種という狭い範囲でなく、組換え遺伝子を含み、形質転換された科、属、種あるいは植物一般といった品種よりも上位レベルで特許請求が行われることが通例であり、品種レベルで特許が付与されることはほとんどないと考えられる。

このように、植物の新品種については、理論的には特許、品種保護（品種登録）のいずれを取得することも可能であるが、実務的には、特許は品種より上（科、属、種）または下（有用遺伝子）のレベルの保護、品種は種苗法による保護ということで運用されており、現在のところ、植物の新品種自体が特許出願される例はほとんど見られない。こうした点で、我が国の特許法（特許権）と種苗法（育成者権）は、相互補完的に働いていると言える。

表1 育成者権と特許権の相違点

	育成者権	特許権
保護対象	品種（植物体そのもの）	物又は方法の発明（＝技術的思想の創作） 通常は品種を超え（属種）、又は品種より下の（DNA）レベル
発見を保護するか	○（枝変わり、突然変異等）	×
保護要件	区別性 既存品種と重要な形質に係る特性によって明確に区別されること	新規性・進歩性 既存品種と形質上に係る特性の差異が極めて大きく、また、親品種の有する特性の単なる組み合わせでないこと
権利取得の難易	やや容易	困難
審査方法	栽培試験が原則	書面審査
権利の及ぶ範囲	登録品種と明確に区別されない品種や、登録品種に本質的に由来する品種（従属品種）にも及ぶ	当該品種のみ
農家の権利保護	○ 指定された栄養繁殖性植物以外は農家の自家増殖が認められている	× 農家の自家増殖は許されない
品種名称の保護	あり	なし
技術開示の可否	不要	必要

（出典）『逐条解説種苗法』⁽⁸⁷⁾ p.16

⁽⁸⁵⁾ 育成者権と特許権の関係の詳細については、平木 前掲注⁽⁸⁰⁾ pp.1-45；伊原友己「第4章 第3節 育成者権と特許権の関係について」村林他 前掲注⁽⁸²⁾ pp.477-482。

⁽⁸⁶⁾ 近道暁郎「植物新品種保護制度の現状と課題」青山紘一他編著『知財20講——知的財産の創造・保護・活用の現状と課題』財団法人経済産業調査会，2004.12，pp.98-100。他に同趣旨のものとして、前掲注⁽²⁾ pp.15-17。

⁽⁸⁷⁾ 前掲注⁽²⁾

しかしながら、現在でも特許と品種登録の二重保護を受けている品種が全くないわけではなく⁽⁸⁸⁾、また、「植物」に関する知的財産保護は、品種レベルに限定されない包括的な技術を保護する観点から、特許権による保護が優勢になりつつあると言われている⁽⁸⁹⁾。

このような状況に鑑み、植物の保護に関して、特許権の効力と育成者権の効力が同一品種に重複して及ぶ場合の問題を検討しておく⁽⁹⁰⁾。

包括的植物のクレーム⁽⁹¹⁾の特許権の効力は、その包括的植物に含まれる下位概念の植物、品種に及ぶことになる。一方、品種の育成者権の効力は、その品種のみに及ぶ⁽⁹²⁾。

従って、特許クレームの包括的植物Aに含まれる品種aが品種登録されている場合、品種aには、包括的植物Aの特許権の効力と品種aの育成者権の効力が重複して及ぶと考えられる。特許権者と育成者権者が同一人であれば問題は生じないが、特許権者と育成者権者が別人であって、各人がそれぞれ品種aを実施しようとするときに、特許権者と育成者権者はどのような関係に立つのかが問題となる。

我が国の特許法と種苗法との間には、効力が重複した場合に調整する規定は存在しない。そのため、特許権者は育成者権者の、育成者権者は特許権者の、それぞれ実施許諾を得ない限り、特許権者、育成者権者のいずれも品種aの実施ができないと考えられる。

この問題の実務上の解決策として、特許権者、育成者権者間のクロスライセンスを締結する方法が有力である。実際に品種aの市場性が高く、

特許権者、育成者権者のいずれもがその実施を望むのであれば、クロスライセンスが成立する可能性は極めて高いことになり、この問題の現実的な解決手段になり得ると思われる。

また、これらのことを逆に考えるならば、今後包括的植物のクレームの広い権利への対抗手段として、第三者が、包括的植物のクレームの発明の公開後、開示された技術を用いて、包括的植物の下位概念になる品種を育成して品種登録し、特許権者とクロスライセンスに持ち込む例が増加することも予想される。包括的植物のクレームの発明の下位概念である品種を育成することは、特許権の及ばない試験・研究に該当し、育成した品種を品種登録することは特許発明の実施に当たらないと考えられるところであり、更に、品種の登録要件は、特許要件に比べゆるやかで、既存の品種に開示された遺伝子を導入して、区別性のある形質を付与すること等により、容易に新品種を品種登録できる可能性が高いことによる。

以上が平木弁理士の検討結果であるが、こうした状況が今後増加するとするならば、近い将来に、特許権法と育成者権の効力が重複した場合を調整する何らかの措置を、特許法、種苗法のそれぞれに規定することを検討することが必要となると思われる。

2 種苗法における知的財産保護と今後の課題

(1) 種苗法における知的財産保護

農産種苗法から現行の種苗法まで、知的財産保護の観点から見た場合の問題点を総括する。

⁽⁸⁸⁾ 過去に植物の新品種自体を請求項(クレーム)に含む発明に特許が付与された例として、遺伝子組換え植物(除草剤耐性双子葉植物:昭和63年出願公開)、特殊な5倍体ないし7倍体のヨモギ(2件:いずれも昭和58年出願公開)などがある(前掲注(2) p.14)。

⁽⁸⁹⁾ 村上・浅見 前掲注(63) p.15.

⁽⁹⁰⁾ 以下の検討の紹介は、平木 前掲注(58) pp.36-38 に拠った。

⁽⁹¹⁾ クレーム(claim)とは、我が国の特許法における「請求項」または「特許請求の範囲」に相当する用語である。もともとは諸外国の特許法制における概念であったが、近年は我が国でもカタカナで「クレーム」のまま使用される例が多い。

⁽⁹²⁾ 1991年年改正 UPOV 条約に基づく育成者権の場合には、その効力は従属品種にも及ぶ。

①農産種苗法における知的財産保護

農産種苗法は、販売種苗の取締りを行い、種苗の品質保持することを第一義として規定していることにこの法律の性格が顕著に現れていた。農産種苗法は、敗戦直後の食糧増産という至上命令の実現を図ることを主目的とした法律であったと捉えるべきであり、育成者の権利としてこの法律に規定された名称登録制度も、権利保護というよりもむしろ表彰的色彩が強く、今日的意味での知的財産権保護の観点はほとんどないと言える。

制定時の農産種苗法を知的財産法としてみた場合の問題点について、滝井弁護士は、名称登録制度の保護の対象となる植物の範囲が法律自体には明確に示されず、更に選択的（予め政令（すなわち行政側）によって指定されているものだけに限定）であること、保護要件も「優秀な」品種のように、客観性、具体性に欠けること、保護期間も法定されていないこと（3年10年以下で種苗審査委員会の定める期間）など、権利の成立の根幹に関わる要件、保護期間なども法律上は明示されず、行政の裁量に委ねられており、また、保護の内容も種苗販売に際しての名称使用の独占に留まることから、名称登録制度は、行政による育成者への恩恵的色彩が強いと指摘している⁽⁹³⁾。

具体的事項の政令への委任は、我が国の行政法規によく見られる例であり、委任立法の範囲の適否はあるとしても、必ずしも委任立法の存否で評価することはできないと思われるが、農産種苗法を知的財産法として見た場合に、権利保護というよりも表彰的色彩が強く、内容的にも評価できないことについては全く同感する。なお、農産種苗法のこうした特徴は、その後の改正によっても全く変わることはなかった。

②昭和53年種苗法における知的財産保護

昭和53年の種苗法は、1978年改正 UPOV 条約に適合するように、農産種苗法の品種名称登録制度を全面的に改め、新たに品種登録制度を設けた。その意味で知的財産法として大きな前進ではあったが、法律の中で最初の部分に指定種苗制度が規定されていることなど、もともとの農産種苗法が統制法、取締り法として成立したという初期条件を濃厚に引き継ぎ、その一部を改正した、言わば「木に竹を接いだ」法律であったという印象を否めない。この法律の基本には、やはり種苗流通の統制、取締りが意識されていたと言えよう。

前記の滝井弁護士は、昭和53年種苗法について、権利の対象となる「農林水産物」、登録の対象となる「品種」も法律には定められておらず（政令により規定）、更に、権利の成立要件も「この法律及びこの法律に基づく命令に規定する要件を満たす」（第12条の4）とのみ規定され、行政の恣意を許しており、特許の及ぶべき「発明」の範囲、特許要件（新規性、進歩性）が法に明記されている特許権と異なり、昭和53年種苗法は近代的な知的財産権法とは評し得ない、と述べている⁽⁹⁴⁾。

植物品種と特許を全く同次元で比較較量することには躊躇を覚えるが、昭和53年種苗法を知的財産法として見るとき、最も重要な育成者の権利に関しても、育成者の権利が積極的に規定されることはなく、品種登録者以外の者がしてはならない行為の規制として消極的に規定されていたため、特許権その他の知的財産権同様の権利が発生しているか否かについて必ずしも明確ではなかった。知的財産法は、一般的に何らかの財産的に価値のある知的創造をおこなった者に対して、一定の権利を承認するものであって、この意味でも、この昭和53年種苗法の規定は、知的財産法として不十分であったと思われる。

⁽⁹³⁾ 滝井朋子「種苗法の歴史と問題」小野昌延先生古希記念論文集刊行事務局編『知的財産法の系譜：小野昌延先生古希記念論文集』青林書院、2002.8, p.877.

⁽⁹⁴⁾ 同上 pp.886-888.

る。

③平成10年種苗法における知的財産保護

平成10年の全部改正後の種苗法は、品種登録制度を中心に据えて構成しなおされたこと、育成者権が明記されたこと等、初めて知的財産法として相当程度整備されたと言い得る。

しかし、この平成10年種苗法に対しても、品種特定の要件、品種登録の要件等が政令に委ねられていること、登録の取消の理由として行政機関の命令不服従を掲げていること等により、知的財産権法として疑問を残している、との指摘もある⁽⁹⁵⁾。また、実務上からも、育成者権の行使について、品種登録出願時に添付する特性表は、特許出願の場合のクレームとは異なり、権利範囲の外延を画する機能は持たず、出願内容や育成者権の権利範囲を画するものは、現物の植物であることから様々な問題が生じていることが指摘されている⁽⁹⁶⁾。

(2) 今後の課題 — 植物新品種保護法制の整備

種苗法における知的財産保護は、農産種苗法から平成10年種苗法まで発展を遂げてきた。この過程で UPOV 条約の果たした役割は極めて大きかった。農産種苗法を昭和53年種苗法に変えたのは1978年改正 UPOV 条約への加盟であり、昭和53年種苗法を平成10年種苗法に変えたのも1991年改正 UPOV 条約であった。この意味で、我が国の品種登録制度の確立、育成者権の確立の過程は、UPOV 条約とともにあったと言っても過言ではない。

植物新品種は、今後ますます我が国の世界市

場への戦略商品としての重要な位置を占めるようになるものと思われる。その中で、育成者権は、植物新品種保護のための知的財産権として重要性を増すことになるだろう。

育成者権の保護強化は、これからも最重要なテーマであり続ける。育成者権の強化のためには、今後実務者も含めた多くの人材を投入して制度のあり方を研究⁽⁹⁷⁾するとともに、DNA 品種識別技術等の開発にも費用人材を投入することが必要であり、更に、将来的には特許庁と同様な「植物新品種保護庁」の設置も検討されるべきであろう⁽⁹⁸⁾。その他にも加工品への育成者権の効力の拡大、登録品種の不正持ち出し等に対する水際措置の強化、農業者の自家増殖の範囲の再検討等、様々な課題があると思われるが、ここでは例示に留める⁽⁹⁹⁾。

本稿では、将来的かつ長期的課題になると思われるが、本質的な問題として、植物新品種保護法制について考えて見たい。

種苗法は、これまでも述べてきたように、現在に至るまで歴史的に、種苗の流通統制制度（指定種苗制度）と植物新品種保護制度（品種登録制度）の両制度を包含してきた。これは、もともと流通統制を目的とした農産種苗法を改正して、品種保護制度を逐次拡大的に取り入れてきたことから発生してきていると思われる。しかし、これは望ましい法制度なのであるか。

「種苗法」という「名称」は、農産種苗法がそうであったように、もともと優良な種苗の流通を図るための統制規制を行う法令の題名に使われるものであった。現行の法令で「種苗法」

⁽⁹⁵⁾ 同上 pp.893-894.

⁽⁹⁶⁾ 育成者権行使の実務上の問題点について、伊原友巳「第4章 第1節 植物新品種の品種登録制度の問題点」村林他 前掲注⁽⁸²⁾ pp.427-461 に詳しい。

⁽⁹⁷⁾ 例えば、最近の研究の一例として、『植物新品種の保護に関する研究会報告』農林水産省生産局種苗課，2004. 12, 65 p.

⁽⁹⁸⁾ 植物品種の保護体制について、伊原友巳「第4章 第4節 植物品種保護体制の組織強化」村林他 前掲注⁽⁸²⁾ pp.483-486.

⁽⁹⁹⁾ これらの問題と最新の検討状況について、前掲注⁽⁹⁷⁾。

の「名称」が題名に含まれる法律として、他に林業種苗法（昭和45年法律第89号）⁽¹⁰⁰⁾がある。この林業種苗法は、林業種苗の流通規制を目的とする法律であって、品種保護の観点はない。現行の平成10年種苗法と林業種苗法とは別の法律であることから、それぞれの法律に含まれる「種苗法」の意味が異なっているにもかかわらず、立法上直ちに問題であるということにならないのは勿論であるが、これが望ましい状態であるとは思われない。現行の種苗法は、その主体が新品種保護に移ったにせよ、種苗の流通規制があるために、あえて「種苗法」の「名称」を残したと考えるべきものであろうか。

また、最近の種苗法施行規則の改正では、種苗の販売時には、生産に使用した農薬の履歴を表示することが義務付けられた。使用農薬の履歴表示は、基本的に全ての食用作物の種苗が対象となる。この改正を見るときに、消費者保護、消費者安全の観点からの種苗の流通規制と捉えるのが適当であり、こうした規制が今後も「種苗法」の中にあるのが望ましいのであろうか。

これらの点を考え合わせると、政令、省令を含む現行の種苗法の体系は、今後ますますベクトルの異なるものが混在することが多くなると考えられ、指定種苗制度と品種登録制度を並存させた現行の種苗法体系をそのまま存続させることが望ましいのか、疑問があるところである。

植物新品種の保護、育成者権が、知的財産、知的財産権として位置づけられた現在、また、

植物新品種が、我が国の世界へ向けての知的財産戦略の一環としての商品価値を増すと考えられる今日にあって、現行の種苗法制を再編し、これまでの問題点を整理し、新たな「植物新品種保護法」を整備することが近い将来の課題ではないかと思われる。

おわりに

植物新品種の保護に関して、これまでの知的財産保護とは異なる側面も生じてきている。

1993年に発効した、生物の多様性に関する条約（平成5年条約第9号）では、遺伝的資源に対する各国の主権的権利が認められ、同条約に基づいて2001年に国際連合食糧農業機関（FAO）で採択された「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する条約⁽¹⁰¹⁾」では、食料農業植物遺伝資源の利用について、利用の促進と利用から生じる利益の公正、衡平な配分を定めた。以前では、植物遺伝資源は、人類共通の財産として自由に利用できるとの考えであったが、近年は、遺伝資源にも各国の権利を認め、遺伝資源の豊富な開発途上国とバイオテクノロジー技術に優れた先進国の調和を図るとの考え方に変化してきた。

今後の植物新品種の保護に関しては、こうした動向にも十分留意して、更なる品種登録制度の改善、育成者権の強化を目指すことになるものと思われる。

（こばやし ただし 農林環境調査室）

⁽¹⁰⁰⁾ 現行の林業種苗法は、同題名の旧法（昭和14年法律第16号）を廃止して、制定されている。

⁽¹⁰¹⁾ "International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture"で2004年6月に発効しているが、我が国は現在未加盟である。